

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 17 年 12 月 22 日・東京都条例第 166 号

1 概要

浄化槽法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 47 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があり改めるものである。

具体的な改正内容は次のとおり

(1) 条例第 11 条第 2 項で引用する浄化槽法の条項を改める。

（旧）法第 4 条第 5 項

（新）法第 4 条第 7 項

(2) 法と条例との重複規定の整備

ア 浄化槽保守点検業者に対する報告徴収、立入検査等の規定を、条例から削除する。(第 16 条)

イ 第 16 条を削除することに伴い、同条の罰則規定を削る。(第 20 条第 4 号及び第 5 号)

2 施行期日

平成 18 年 2 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当

直通電話 03(5388)3583

都庁内線 42-842